

令和5年第3回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第3号)

招 集 年 月 日	令和5年3月24日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年3月24日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年3月24日 10時00分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 3 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	△
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	△
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	△
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	9番	小笠原 敏子	
	1番	宮本 千春	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は7名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第3回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30) 開会にあたりまして、本日は、農地利用最適化推進委員同席しての総会です。 本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。 意見は審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に9番委員と1番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第16号から議案20号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第16号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者賃貸人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積が3,058㎡、賃借人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積が4,443㎡です。 権利の内容は賃借権の設定となっております。申請地は大字上筒賀字神田、地番が150番1、地目が田、面積が863㎡です。申請理由は賃借人は申請地が自作地の近くなので賃貸人に賃借を申し入れ、水稻を栽培するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて2番委員より説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>はい。議案第16号の説明をします。議案書の1ページ及び2ページの位置図、3ページの農地利用図をご覧ください。 農地は安芸太田町役場筒賀市所から吉和方面に約500メートル進んだ、安芸太田中学校の南側にあります。3月16日に賃借人の[REDACTED]さんに確認を行いました。これは10年の賃借権設定の案件で、賃貸人の[REDACTED]さんは筒賀出身者ですが、</p>

	<p>■さんの立ち会いで現地調査を行いました。この申請は墓地への転用事案です。申請地は川・森・文化・交流センターの横の農地で、現在墓地は申請にありますように遠方であり、管理に不便のため自宅近くに移転することです。写真にありますように。下の写真はちょうど自宅の前になりまして、非常に近い場所に建てられるということで移転されるということでございます。</p> <p>事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから許可が妥当と判断しました。</p>
議長	<p>それでは、議案第 18 号について、審議に入ります。議案第 18 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 18 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 18 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 19 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 19 号の説明をさせていただきます。</p> <p>現在安芸太田町は下限面積要件を 1,000 m²と定めており、また、空き家バンクに付随する農地については 100 m²と別段の面積を定めておりました。</p> <p>そして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行となることによりその効力が失われるため、資料 2、2 ページのとおり公告をしてよいか審議をしていただきたいと思います。</p> <p>また、資料 3 ページ 4 ページの空き家バンクに関する申請書については廃止いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 19 号について、審議に入ります。議案第 19 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 19 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 19 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 20 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 20 号の説明をさせていただきます。資料 3、5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行されることにより、令和 5 年 4 月 1 日から人の確保・育成を図る措置を講ずるため、認定農業者の農業用施設の整備に係る農地転用許可手続きをワンストップ化する制度が開始されます。</p> <p>具体的な内容としましては、認定農業者が農地に 200 ㎡以上の農業用倉庫等を建てる場合に、今までは農地法 4 条あるいは 5 条の許可申請が必要でしたが、認定農業者の認定を受ける際に提出する農業経営改善計画のみに転用する旨を記載することで転用許可申請を同時申請することができる、というものです。そして、その転用計画を含む農業経営改善計画は都道府県知事に協議しその同意を得なければならないとなっております。資料の 7 ページの図をご覧ください。議案第 20 号の内容としましてはこの都道府県知事に協議し同意を得なければならないとなっているところを、市町に権限移譲をすることについて、受けるかどうかを審議いただくものです。また、同意事務については、農地法の許可と同様、市町から農業委員会に事務委任されるものと考えられています。</p> <p>権限移譲をする理由としては、既に権限が委譲されている農地法に基づく農地転用許可等に係る事務と同じ内容であり、一体性を確保するためです。そして、この権限移譲がされることにより農業振興地域の整備に関する法律に基づく手続きと改善計画の認定に係る事務を同時並行的に行うことが可能となり、改善計画の認定に係る事務処理期間の短縮が見込まれるためとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 20 号について、審議に入ります。議案第 20 号について質疑はありませんか。</p>
事務局長	<p>議長。休憩をお願いします。</p>
議長	<p>休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>では会議を再開します。その他議案 20 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 20 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第20号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項を一点させていただきます。資料4、8ページをご覧ください。</p> <p>こちらが来年度9月までが農業委員さん、推進委員さんの任期となっておりますので、その改選のスケジュールを簡単にまとめさせていただいております。募集人数は農業委員、推進委員とも20名変わりはないです。</p> <p>次の委嘱期間としては3年間なので令和5年10月1日から令和8年9月30日まで、報酬等も変更はございません。</p> <p>スケジュールとしましては、募集期間を令和5年5月22日頃、ここは変わるかもしれないんですけど、22日から1ヶ月、令和5年6月21日までの予定で募集をするスケジュールとなっております。農業委員さんについては7月から8月までに新規の申し込みの方については面接等を予定しており選考を行います。9月の安芸太田町議会で同意を得た上で、町長から任命をされるのが10月総会というふうになっております。</p> <p>推進委員さんについては9月の農業委員会総会で、農業委員会の中で候補者について審議を行い決定をします。10月の総会で農業委員からの委嘱という形になっております。</p> <p>是非いろいろと継続するのが難しいという相談を受けてはいるのですが、継続してご協力いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和5年第3回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:00)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

9 番委員

1 番委員